

( 8 4 ) 第 0 4 0 号

昭和 5 9 年 3 月 1 7 日

口 上 書

在中華人民共和国日本国大使館は、中華人民共和国外交部に敬意を表するとともに、1984年3月17日付けの中国残留日本人孤児問題に関する外交部発口上書(84)部領四字第34号の受領を確認し、日中間の中国残留日本人孤児問題の解決に関する協議の結論は、右口上書の別添の文書に記されているとおりであって、この口上書の日付の日より実施されるべきである旨日本国政府に代わって確認する光栄を有する。

在中華人民共和国日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて中華人民共和国外交部に向かって敬意を表する。

## 中国残留日本人孤児問題の解決に関する協議の結論

中日両国政府は、中日友好と人道主義の立場に基づき、かつ、双方の関係法令の規定に従って、中国残留日本人孤児（以下「孤児」という。）問題を解決することに関し、以下のとおりの協議の結論に到達した。

- 1 . 中国政府は、孤児の訪日肉親捜し等に対し、引き続き協力する。日本政府は、孤児の日本国への永住により生ずる家庭問題を責任をもつて適切に解決する。
- 2 . 中国政府は、孤児であると確認された者に対し、今後とも引き続きグループ毎に訪日親族捜しを行うことが出来るよう協力する。中日双方は、各年度の親族捜しの計画について、外交経路を通じて協議し及び決定する。
- 3 . 新たな家族離別の問題の発生を回避するため、孤児であつて親族捜しのため訪日する者及び里帰りする者は、等しく期限どおりに中国へ戻るべきである。

孤児であつて、里帰りのため訪日した後、日本国に永住することを希望するに至った者は、先ず一旦中国に戻り、中国における家庭の問題を適切に処理した後、初めて日本国への永住のための手続を行うべきである。

里帰りのため訪日した孤児が、中国へ戻ることを望まない場合には、日本政府は、その孤児が家庭問題を解決するため、一旦中国へ戻るよう必要な措置をとる。

日本政府は、孤児が依然として中国へ戻ることを望まない場合には、中国の家族が家庭問題の解決のため訪日することに同意し、訪日するための査証を発給し、往復旅費及び日本滞在中の生活費用の問題を責任をもつて解決する。日本滞在中の孤児の家族の人身の安全は保障される。

孤児の中国における家族が訪日することを希望しない場合、又は、訪日によつても家庭問題を解決できない場合、孤児は、その家族が必要とする生活費用を支払う。生活費用の支払いの原則は、本協議の結論の5．に述べられているとおりとする。

- 4．日本政府は、孤児が自ら日本国に永住することを希望する場合には、その在日親族の有無にかかわらず、これを受入れる。このため、日本政府は、毎年外交経路を通じて中国政府に対し受入れ実施計画を提出し、双方の協議により同計画を確定した後に、実施に移す。双方は、すでに訪日親族捜しをしたが親族が判明しなかつた孤児を優先させることに同意する。

日本政府は、孤児の養父母、配偶者、子女及びその他孤児の扶養を受ける者が、孤児と共に日本国に永住することを希望する場合には、その希望を受入れ、孤児と共に訪日できるための査証を発給する。

日本政府は、法律上、孤児に同伴して日本国に永住した中国籍の家族に対し、正当な権利を保護するとともに、日本における生活、就業、学習等の面で便宜を提供する。

孤児の日本における中国籍の家族の正当な権利に関し、問題が生じた場合には、在日本国中華人民共和国大使館より日本国外務省アジア局に提起し、日本政府が責任をもつてこれを解決する。

- 5 . 孤児は、日本国に永住する前に、家庭問題を適切に処理しなければならない。日本国に永住するすべての孤児は、訪日に同伴しない養父母、配偶者、子女及びその他孤児の扶養を受ける者に対し、扶養・養育の義務を有している。

日本国に永住した孤児が負担すべき養父母、配偶者、子女及びその他孤児の扶養を受ける者が必要とする生活費用の2分の1は、日本政府が援助する。日本政府が孤児に対し低利貸付けを提供する必要がある場合には、その金額は、孤児の家族が必要とする生活費用の3分の1を超えない。

日本政府は、日中国交正常化以降すでに日本国に永住した孤児（日本国に里帰りしたまま中国に戻らない者も含む。）に関し、中国に居住するその家族が必要とする生活費用の問題については、上記の趣旨を考慮して責任を

もつて解決する。

孤児の中国における家族が必要とする生活費用の標準額、支払期間、支払い方法等の問題については、双方が別途協議する。

- 6 . 双方は、今後一定期間内、上記 1 . から 5 . で述べた方法により孤児問題に関する協力を促進することにつき同意した。本協議の結論の内容に関連して生ずる問題については、外交経路を通じて協議の上解決する。必要があれば、中日いずれの側も、この協議の結論を確認する口上書の交換の日から 1 年を経た後の何時でも、上記 1 . から 5 . の内容を再検討することを提議することができる。